

世田谷区告示第496号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和8年6月30日

世田谷区長 保 坂 展 人

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 指定変更番号 | 第2966号 |
| 2 | 指定変更年月日 | 令和8年6月29日 |
| 3 | 指定変更の位置 | 世田谷区喜多見七丁目3222番7の一部 |
| 4 | 道路の幅員 | 4.00メートル |
| 5 | 道路の延長 | 9.98メートル |
| 6 | 申請者氏名 | 株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋 |

(案内図)

指定変更第2966号

世田谷区喜多見七丁目3222番7の一部

幅員 4.00 メートル

延長 9.98 メートル

自動車転回広場 —

■■■■■■■■■■ 指定変更した部分

#VALUE!

